

令和4年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

新宮市監査委員

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月11日から令和5年8月17日まで

第3 審査の方法

市長から提出された令和4年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係課が所管する書類と照合点検し、内容を検討するとともに比率の算定過程に誤りがないかなどについて審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された令和4年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づき、いずれも適正に作成されているものと認めた。各比率については、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	12.5	—
令和3年度	—	—	13.3	15.8
令和2年度	—	—	13.5	28.7
早期健全化基準	13.36	18.36	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)「—」は赤字が生じていないことを示す。

資金不足比率の状況

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
と畜場特別会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	
水道事業会計	—	
病院事業会計	—	

(注)「—」は資金不足比率が生じていないことを示す。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率について

令和4年度決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準未満である。各比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等に区分される会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。実質赤字比率及び各会計の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

会 計 名		実 質 収 支 額		増 減
		令和4年度	令和3年度	
一 般 会 計 等	一般会計	1,450,662	1,437,651	13,011
	属する一般会計等に 属する特別会計			
	住宅資金貸付事業特別会計	58,291	56,312	1,979
	土地取得特別会計	27,874	27,909	△35
	蜂伏団地共同汚水処理施設事業特別会計	1,374	1,099	275
合 計		1,538,201	1,522,971	15,230
実 質 赤 字 額 ①		△1,538,201	△1,522,971	△15,230
標 準 財 政 規 模 ②		9,824,033	9,960,290	△136,257
実質赤字比率 ①/②		— (△15.65)	— (△15.29)	— (△0.36)

(注) () 内の数値は、合計実質収支額の黒字を負数で表示した場合の比率である。

一般会計等に区分される会計は、一般会計、住宅資金貸付事業特別会計、土地取得特別会計、蜂伏団地共同汚水処理施設事業特別会計である。これら4会計の実質収支額の合計は15億3,820万1千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

実質収支の合計額は、前年度と比べ1,523万円黒字が増加しており、黒字の標準財政規模に対する比率は0.36ポイント増加(改善)している。これは主に一般会計において1,301万1千円黒字が増加したことによるものである。

また、健全化判断比率の算定において、各比率の分母の基礎となる標準財政規模については、標準税収入額等40億2,826万1千円、普通交付税額56億8,247万2千円及び臨時財政対策債発行可能額1億1,330万円の合計98億2,403万3千円で、前年度と比べ1億3,625万7千円減少している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、本市の財政全体の健全度を示すものである。連結実質赤字比率及び各会計等の実質収支（資金不足・剰余）額の状況は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

会計名等		実質収支額 資金不足(剰余)額		増減		
		令和4年度	令和3年度			
一般会計等		1,538,201	1,522,971	15,230		
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	34,586	55,052	△20,466		
	国民健康保険特別会計(直診勘定)	501	781	△280		
	介護保険特別会計	107,945	34,049	73,896		
	後期高齢者医療特別会計	13,897	12,992	905		
	駐車場事業特別会計	1,804	1,437	367		
	公 営 企 業 会 計	法 適 用	病院事業会計	2,611,083	2,477,686	133,397
			水道事業会計	815,137	863,973	△48,836
			簡易水道事業会計	11,141	20,483	△9,342
	法 非 適 用	と蓄場特別会計	0	0	0	
		合計	5,134,295	4,989,424	144,871	
連結実質赤字額 ①		△5,134,295	△4,989,424	△144,871		
標準財政規模 ②		9,824,033	9,960,290	△136,257		
連結実質赤字比率 ①/②		— (△52.26)	— (△50.09)	— (△2.17)		

(注) 一般会計等に区分される各会計の実質収支額の状況は、前述の1-(1)実質赤字比率のとおりである。

(注) ()内の数値は、合計実質収支(資金不足・剰余)額の黒字を負数で表示した場合の比率である。

各会計等の実質収支(資金不足・剰余)額の状況は、主には病院事業会計で1億3,339万7千円、介護保険特別会計で7,389万6千円、一般会計等で1,523万円黒字が増加し、また、水道事業会計で4,883万6千円、国民健康保険特別会計(事業勘定)で2,046万6千円、簡易水道事業会計で934万2千円の減少があった。結果、すべての会計の実質収支(資金不足・剰余)額の合計は51億3,429万5千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年の平均値である。実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

実 質 公 債 費 比 率

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元利償還金 ①	2,357,526	2,379,075	2,477,880	2,344,116
準元利償還金 ②	600,068	590,101	614,149	547,413
公営企業会計に要する地方債の償還に対する繰入金	600,068	590,101	614,149	547,413
一部事務組合等に要する地方債の償還に対する繰入金	0	0	0	0
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	0	0	0	0
一時借入金の利子	0	0	0	0
特定財源 ③	87,201	83,415	81,951	64,081
国や県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	12,437	16,191	25,725	8,135
公営住宅使用料	18,348	14,398	0	0
その他	56,416	52,826	56,226	55,946
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,880,287	1,898,089	1,920,960	1,960,516
標準財政規模 ⑤	9,221,761	9,457,133	9,960,290	9,824,033
実質公債費比率(単年度) (①+②-③-④) / (⑤-④)	13.48647	13.06610	13.54737	11.02474
実質公債費比率(3カ年平均)	14.5	13.5	13.3	12.5

(注) 元利償還金は、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いた一般会計等に係る公債費である。

令和4年度における単年度の実質公債費比率は11.02474で、前年度に比べて2.52263ポイント下降(改善)している。これは主に、元利償還金の減少によるものである。

また、単年度の実質公債費比率の下降(改善)と共に、令和2年度から令和4年度までの3カ年平均の実質公債費比率は12.5%となり、前年と比べ0.8ポイント下降(改善)している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等に区分される会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率で、将来、本市の財政を圧迫する程度を示すものである。将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

将来負担比率

(単位：千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	増 減
将 来 負 担 額	地方債の現在高	21,763,700	23,469,910	△1,706,210
	債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
	公営企業債等繰入見込額	3,985,593	3,852,015	133,578
	組合負担等見込額	186,584	194,948	△8,364
	退職手当負担見込額	2,097,139	1,922,315	174,824
	設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
	土地開発公社	0	0	0
	第三セクター等	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合 計 ①	28,033,016	29,439,188	△1,406,172	
充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金	9,180,283	8,838,147	342,136
	充当可能特定歳入	657,966	731,581	△73,615
	うち都市計画税	0	0	0
	基準財政需要額算入見込額	18,309,949	18,592,078	△282,129
合 計 ②	28,148,198	28,161,806	△13,608	
標準財政規模 ③	9,824,033	9,960,290	△136,257	
算入公債費等の額 ④	1,960,516	1,920,960	39,556	
将来負担比率 = (①-②) / (③-④)	-	15.8	-	

将来負担比率は、将来負担額 280 億 3,301 万 6 千円から充当可能財源等 281 億 4,819 万 8 千円を控除した額が分子となり計算されるが、令和4年度は大きく改善され、分子がマイナスとなったため、将来負担比率は発生しなくなった。

① 将来負担額について

将来負担額は、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額などの合計額であるが、前年度と比べ 14 億 617 万 2 千円減少している。

② 充当可能財源等について

充当可能財源等は、将来負担額に充てることのできる財源で、地方債の償還等に充当可能である基金、充当可能特定歳入及び基準財政需要額算入見込額の合計であるが、前年度と比べ 1,360 万 8 千円減少している。

結果、将来負担比率は、昨年度に比べ、将来負担額が大きく減少し、充当可能財源等が将来負担額よりも大きくなったことから比率が発生しなく（改善）なった。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計に区分される会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものである。令和 4 年度決算に基づき算定した資金不足比率において、資金不足額が生じ資金不足比率が算定される会計はなかった。

む す び

以上が令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査の概要である。

健全化判断比率については 4 指標すべてにおいて早期健全化基準をクリアする結果となっている。

実質赤字比率は昨年度△15.29%から、今年度△15.65%と 0.36 ポイント改善、また連結実質赤字比率においては、昨年度△50.09%から、今年度△52.26%と 2.17 ポイント改善しており、いずれも赤字は発生していない。実質公債費比率は早期健全化基準の 25.0%に対して 12.5%と昨年の 13.3%より 0.8 ポイント改善している。将来負担比率については、昨年度 15.8%から、17.2 ポイント改善して比率が発生しておらず、特に指摘する事項はない。

資金不足比率についても対象となる 4 会計において、いずれも資金不足は生じておらず、特に指摘する事項はない。